

今回のテーマ： 引当金の会計と税務の違い

決算書に、引当金を計上している会社は数多くあります。引当金は、将来見込まれる費用または損失の発生に備えて計上されますが、改めて会計と税務の計上の違いを記載します。

会計上の引当金

会計上の引当金は、下記の4要件を満たす場合に、適正な期間損益計算を目的として、将来発生が見込まれる費用または損失のうち、当期の負担分を当期の費用または損失として損益計算書に計上します。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因すること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ その金額を合理的に見積もることができること

引当金の残高は貸借対照表に計上されますが、引当金の性質はつぎの2つに分かれます。

- **評価性引当金**：将来の損失に備えるために資産から控除される引当金。

貸倒引当金	売掛金や貸倒れのリスクを考慮して、将来の回収予測を勘案し計上
投資損失引当金	株式や債券などの投資により発生する損失に備えて計上

- **負債性引当金**：将来の支出・費用に備えるために計上する引当金。

(役員) 賞与引当金	役員又は従業員に係る賞与の支払いに備えて計上
(役員) 退職給付引当金	役員又は従業員に係る退職金の支払いに備えて計上
修繕引当金	建物や設備などに係る修繕・保守費用の支払いに備えて計上
返品調整引当金	当期売上げの商品につき、返品が予想される商品の利益部分を過去の経験や類似商品の返品率、不良率などに基づいて計上
ポイント引当金	将来のポイント利用やポイントの有効期限切れに伴う債務を予測し計上

税務上の引当金

一方で税務上の引当金は、資本金1億円以下の法人等一定の法人において貸倒引当金のみ損金算入が認められています。また、既に税務上廃止が決定した返品調整引当金は、経過措置として一定金額のみ損金算入がされます。税務上は、この2つ以外の引当金繰入について損金算入は認められていません。

貸倒引当金	業種により債権の3/1000~10/1000まで損金算入可能
返品調整引当金	各事業年度における売掛金等に返品率および売買利益率を乗じた金額に、経過措置の期間に応じて1/10ずつ縮小した金額が損金算入可能

お見逃しなく！

引当金と類似するものとして、「中小企業事業再編投資損失準備金」「海外投資等損失準備金」などが定められています。これらの準備金の積立金額は損金の額に算入できますが一定期間据置き後もしくは取り崩したタイミングで益金の額に算入されます。